

汚染土壌処理業の相続の承認の審査基準

第1 根拠法令

土壌汚染対策法第22条第3項、第27条の4第1項、第27条の4第2項、
第27条の4第3項

汚染土壌処理業に関する省令

汚染土壌処理業の許可及び汚染土壌の処理に関する基準について（平成31年
3月1日付け環水大土発第1903018号 環境省水・大気環境局土壌環境課長
通知）

第2 審査基準

- 1 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）第22条
第3項の基準に適合すること。
- 2 汚染土壌処理業に関する省令（平成21年環境省令第10号。以下「省令」
という。）第4条第2号ハに定める汚染土壌処理施設の維持管理及び汚染土壌
の処理の事業を的確に、かつ継続して行うに足る経理的基礎を有するための
基準は次のとおりとする。
 - (1) 自己破産でない又は自己破産の申請がされていないこと。
 - (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続が開始されて
いないこと。
 - (3) 所得税の滞納・未納がないこと。
 - (4) 省令第13条各号に掲げる廃止時の措置に要する費用の経理的基礎が、
次のアからウのいずれかにより講じられている。
 - ア 資産に関する調書で示されている流動資産の総額
 - イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の許可に係る埋立
処理施設であって、同法第15条の2の3において準用する同法第8条
の5第1項に規定する維持管理積立金の用途及び目的と重なり合う費用
の限度において、当該維持管理積立金によって積み立てられていると認
められる費用
 - ウ 保険によって、イの維持管理積立金と同等程度に廃止時の措置義務を講
ずるに足る費用が担保されている。
 - (5) 営業実績が3年以上ある個人の場合
 - ア 次の各(ア)又は(イ)のいずれかに該当すること。
 - (ア) 直前の決算期において資産の額が負債の額以上である。

(イ) 直前3年のうち少なくとも1年分は所得税を納付している。

イ 前のアに該当する者であつて、直前の決算期において資産の額が負債の額以上であり、かつ、直前3年において所得税を納付していない年がある場合、収支計画書に基づく経営診断書を申請書に添付し、今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できること。

(6) 営業実績が3年未満の個人の場合

収支計画書に基づく経営診断書を申請書に添付し、今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できること。

(7) (1) から(6) に定めるほか、経理的基礎の有無を判断するに足りる相当な理由がある場合は、この限りではない。

第3 標準処理期間

70日とする。